

平成28年4月20日

学 生 各 位

教務委員長 泉 政明

## 熊本・大分地域の地震による被災世帯の学生への授業関係 の対応について

今回の地震により、被災された世帯の学生の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

この地震により、実家等が被害を受けた世帯の学生の方々への授業関係の対応については、下記のとおり行うこととしましたので、お知らせします。

### 現在被災地にいる若しくは被災地に実家がある場合の授業等の取扱

#### いについて

①片づけの手伝い等で現地の実家に帰省する際、授業を欠席する場合は、原則、事前に学務第二課教務係で「地震による被災世帯の学生の履修に関する相談記録票」を作成しますので、学務第二課教務係へお越してください。既に現地にいる場合は、電話等での作成も可能です。

以下の取扱いはこの手続きがあることを前提とします。

②全学共通の取扱いとして、

- ・被災地に実家があり、安否確認や片づけの手伝い等で被災地に行く場合
- ・被災地において、交通遮断等で戻って来ることができない場合（既に戻ってきた場合も含む）

の欠席については、最長7日間までは出席扱いとします。（事由により期間は異なります。ただし、試験期間や集中講義期間は除きます。）

なお、その後特別な事由のある場合については、状況を見て個別に判断する予定です。

（欠席回の小テスト実施等への代替措置については、担当教員個別判断とします）

## 今後のボランティア活動参加による授業等の取扱いについて

被災地でのボランティア活動については、安全確保の問題や現地での受入体制等が整っていないことがあるため、当面見合わせて下さい。

本学学生が、今後ボランティア活動に参加した場合の欠席については、現地の状況や受入体制等を踏まえて、判断する予定です。

※現時点での対応は、熊本・大分両県内を上記の対象としていますが、今後の状況によっては見直す場合もありますので、その場合は、掲示やHPでお知らせします。